

三原市下水道事業官民連携手法導入基礎調査業務委託仕様書
三原市下水道事業官民連携手法導入可能性調査業務委託仕様書（予定）
〔1〕一般仕様書

1.1 業務の目的

本委託業務(以下「業務」という。)は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す調査・検討を実施するために必要な関係書類等の作成を行うことを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い実施しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い実施しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

1.8 提出書類

(1) 受注者は、業務の着手及び完了に当たって、三原市の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(ア)着手届 (イ)工程表 (ウ)管理技術者届 (エ)職務分担表
(オ)完了届 (カ)納品書 (キ)業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.9 管理技術者、照査技術者及び技術者

(1) 受注者は、管理技術者、照査技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、別紙プロポーザル実施要領に定める技術者を配置しなければならない。

(3) 受注者は、業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査及び納品

(1) 受注者は、成果品完成後に三原市の審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、三原市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

(4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもつ

てこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.14 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、三原市、受注者協議の上、これを定める。

三原市下水道事業官民連携手法導入基礎調査業務委託 〔2〕特記仕様書

1. 業務範囲

(1) 対象事業：下水道整備課で所管している5事業のうち、次の4事業。

- ・沼田川流域関連公共下水道事業（三原地域・本郷地域：汚水事業・雨水事業）
- ・特定環境保全公共下水道事業（大和地域：汚水事業）
- ・農業集落排水事業（大和地域：汚水事業）
- ・漁業集落排水事業（三原地域：汚水事業・雨水事業）

(2) 対象施設：三原市が管理運営している下水道事業の施設

- ・管路：汚水管 315.2km、雨水管 66.0km、4事業合計 381.2km
- ・ポンプ場：汚水ポンプ場 2箇所、雨水ポンプ場 29箇所、4事業合計 31箇所
- ・MP（マンホールポンプ）：4事業合計 103箇所
- ・樋門、ゲート：15箇所
- ・処理場：4事業合計 4箇所

2. (令和5年度)業務内容

2.1 資料の収集・整理

(1) 上位計画・関連計画の収集・整理

業務遂行に必要となる各種計画資料を収集・整理する。

- ・三原市流域関連公共下水道事業全体計画
- ・三原市流域関連公共下水道事業計画
- ・ストックマネジメント計画
- ・下水道総合地震対策計画
- ・雨水排水ポンプ場耐水化計画
- ・三原市下水道事業経営戦略 など

(2) 維持管理及び建設改良情報の収集・整理

業務遂行に必要となる各種維持管理及び建設改良資料を収集・整理する。

- ・現行の各種維持管理業務委託仕様書
- ・管路の維持管理（清掃、点検、調査、修繕、事故、苦情等）に関する過去3年以上の実施量・件数、事業費・事業内容及び受託者に関する情報
- ・管路の建設改良（更新、長寿命化対策等）に関する過去3年以上の実施量・件数、事業費・事業内容及び受託者に関する情報
- ・処理場・ポンプ場の保安全管理（点検、調査、修繕、故障等）に関する過去3年以上の実施量・件数、事業費・事業内容及び受託者に関する情報
- ・処理場・ポンプ場の運転管理（水量、水質、ユーティリティ等）に関する過去3年以上の実施量・件数、事業費・事業内容及び受託者に関する情報
- ・その他業務遂行上必要となる資料

2.2 現状把握・課題整理

2.2.1 既存の各種事業計画の把握

資料収集・整理において取りまとめた各種事業の年次別スケジュールとその概要の一覧を作成し、各種事業の必要性和事業予定からみた問題点、課題等を確認する。

2.2.2 施設の維持管理状況の把握

資料収集・整理及び関係者ヒアリング結果を基に、業務対象施設の維持管理、保全管理、運転管理状況を確認し、現状の維持管理における問題点、課題等を確認する。

2.2.3 業務執行体制の把握

資料収集・整理及び関係者ヒアリング結果を基に、本市の業務執行体制を把握し、現状及び将来の業務執行体制における問題点、課題等を確認する。

2.2.4 関係者ヒアリング

市で認識する現在の下水道事業における現状と課題及び官民連携導入における懸念事項について、現在本市の下水道事業に従事する既存民間事業者等へヒアリングを行い、その結果を取りまとめる。必要に応じ、財務、計画策定、業務執行及び維持管理を所管する担当課も対象とする。

2.2.5 課題の取りまとめ

2.2.1～2.2.4で確認した結果を体系的に取りまとめ、各課題に対し官民連携導入における影響（解決課題、継続課題、事業方式検討時の留意事項等）を整理する。

2.3 導入可能性調査に向けた基本方針の検討

2.3.1 手法の整理

本市の下水道事業において、ウォーターPPPをはじめとした官民連携の適応性を検討するため、下水道事業における官民連携の事例を整理する。また、この中で本市の下水道事業に適応性が高い事業手法を定性的に選定する。

2.3.2 事業範囲の検討

上記の官民連携手法の整理の中から本市の下水道事業で適応可能である事業手法において、事業範囲の検討を行う。なお、ウォーターPPPの可能性を検討する際には、管渠に関する維持管理、改築更新等を含めることとする。事業範囲に関しては、複数案を設定する。

2.3.3 組合せの検討

本業務は、【下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理等の合理化に関する特別措置法(合特法)】を踏まえ、本市の下水道事業に適応性が高い事業手法と事業範囲の組合せを検討すること。

2.3.4 導入可能性調査に向けた取りまとめ

各種検討結果に基づいて、導入可能性調査に必要とする資料を取りまとめる。

2.4 照査

業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用して業務の高い質を確保し、成果図書に誤りがないよう照査を実施する。

2.5 報告書の作成

以上の検討結果を踏まえ、報告書を作成する。

2.6 打合せ協議

本業務の打合せ協議は、着手時、中間3回、完了時の計5回を基本とする。

3. その他

本業務の受託者は、今後、官民連携事業が発注された場合、事業者となることを妨げるものではないものとする。本業務成果は、全て開示資料（特許等に関わるもの以外）として提供を予定とする。

4. 提出図書

(1) 報告書	A4 版製本	2 部
(2) 参考資料	A4 版製本	2 部
(3) 議事録	A4 版製本	2 部
(4) 電子成果	CD-R	2 部

三原市下水道事業官民連携手法導入可能性調査業務委託（予定）

〔3〕 特記仕様書

1. 参入意向調査支援

導入基礎調査業務の整理及び検討結果を踏まえ、民間企業の参入意欲や官民連携における業務内容に対する意見を把握するために参入意向調査を支援する。なお、参入意向調査は、アンケート調査、説明会、個別対話の手順で行うことを想定し、想定される官民連携における委託費に対するヒアリングを含むものとする。

2. 調査準備

市監督員との協議の上、対象となる民間事業者一覧を作成し、アンケート票素案、説明会資料及び個別ヒアリング用資料を作成する。

3. 調査の実施及び取りまとめ

アンケート結果の集計、説明会及び個別ヒアリングにおける議事録を作成し、意向調査結果を取りまとめる。

4. 事業スキーム・調達方法の選定

4.1.1 事業スキームの選定

上記の整理及び検討結果を踏まえ、実現性の高い事業スキームについて取りまとめる。

4.1.2 調達方法の選定

上記の整理及び検討結果を踏まえ、事業の円滑化が図れる調達方法及び契約形態について取りまとめる。

5. 法的制約・官民リスク分担の検討

官民連携事業を実施するにあたって、遵守すべき法令、補助制度などの支援措置や課題を整理し課題をクリアする方策等について先行事例を参考に検討する。また、官民連携事業の実施にあたり特に留意すべきリスクを特定し、そのリスク分担を検討、リスク分担表として整理する。

6. 導入効果の検証

6.1.1 VFM の算定

公設公営及び官民連携導入時の概算事業費を算定し VFM を算出する。公設公営方式の概算事業費は、従前の官積算方法に倣い、必要に応じて見積徴収する。ウォーターPPP 導入時の概算事業費は、参入意向調査において参入意向を確認できる複数社を対象に見積徴収する。

6.1.2 導入効果の評価

導入効果は、施設管理（モノ）、財務管理（カネ）、執行体制（人）の視点で定量的・定性的

に評価する。特に、執行体制（人）については、業務を個々の活動に分類し、細分化した活動ごとの原価を算出する ABC 分析（Activity-Based Costing：活動基準原価計算）手法を用いて定量的に評価する。

7. モニタリング体制・方法の検討

官民連携の実施期間におけるモニタリング体制・方法について検討する。検討にあたっては、ストックマネジメント計画等における内容と連動したモニタリング方法を考慮する。また、市職員における技術力の確保について考慮する。

8. 照査

業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用して業務の高い質を確保し、成果図書に誤りがないよう照査を実施する。

9. 報告書の作成

以上の検討結果を踏まえ、報告書を作成する。

10. 打合せ協議

本業務の打合せ協議は、着手時、中間 3 回、完了時の計 5 回を基本とする。

11. 提出図書

(1) 報告書	A4 版製本	2 部
(2) 参考資料	A4 版製本	2 部
(3) 議事録	A4 版製本	2 部
(4) 電子成果	CD-R	2 部